

郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 7 日

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市条例第15号

郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例

郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（平成 7 年郡山市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
第42条 （略）				第42条 （略）			
2 前項の規定により市において処理する産業廃棄物は、 <u>市長が別に定める</u> 。				2 前項の規定により市において処理する産業廃棄物は、 <u>次に掲げるものとする。</u>			
				(1) <u>紙くず</u>			
				(2) <u>木くず</u>			
				(3) <u>繊維くず</u>			
				(4) <u>植物に係る固形状の不用物</u>			
別表第 3 （第43条関係）				別表第 3 （第43条関係）			
家庭廃棄物の処分手数料及び事業系一般廃棄物の処分手数料	焼却処分	10キログラムにつき	<u>150円</u>	家庭廃棄物の処分手数料	焼却処分	10キログラムにつき	<u>50円</u>
	埋立処分	10キログラムにつき	<u>150円</u>		埋立処分	10キログラムにつき	<u>50円</u>
				事業系一般廃棄物の処分手数料	焼却処分	10キログラムにつき	<u>100円</u>
					埋立処分	10キログラムにつき	<u>100円</u>
(略)				(略)			

附 則

この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。